

証券コード 9890

第73期

定時株主総会

招集ご通知



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9890/>



開催情報

日時 2025年6月27日（金曜日）

受付開始 午前9時30分 開会 午前10時

場所 静岡県沼津市上土町100番地の1

沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件



株式会社 マキヤ

株主各位

(証券コード9890)
(発送日) 2025年6月10日
(電子提供措置開始日) 2025年6月5日

静岡県沼津市三枚橋字竹の岬709番地の1
(連絡先 静岡県富士市大渕2373番地)

株式会社マキヤ
代表取締役社長執行役員 早川 紀行

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.makiya-group.co.jp/ir/>



(ウェブサイト内の「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9890/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認の上、2025年6月26日（木曜日）午後6時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第73期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

3、4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

-
-
-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から次の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

【連結計算書類】

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記事項

【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記事項



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決 権行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX個
○○○○ 御中
××××年 ×月××日
スマートフォン用
議決権行使
QRコード
ログインQRコード
見本
○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

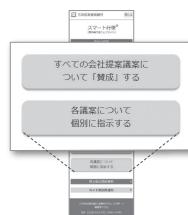
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能ですが。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事 業 報 告

(2024年 4月 1日から)
(2025年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で緩やかに回復しているものの、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響等が、景気を下押しするリスクがあり、先行きの不透明な状況となっております。

当小売業界におきましては、地方で深刻化する「少子高齢化と人口減少」、社会保障費負担等の増加やインフレ物価高による「可処分所得の減少」、競合店の出店や e コマースの拡大等による「価格競争の激化」、原料供給側に起因するコストパッシュ型のインフレによる「消費者マインドの低下」等、依然として厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況の中、当社は経営理念である『お客様の「毎日の生活」を、より豊かに、楽しく、健康で、快適にする、「より良い商品」を、「安心の価格（価値価格の安さ）」と「温かいサービス」でご提供し、社会に貢献する、「働き易い、高収益企業」になる！』の実現を目指して、お客様に喜ばれる「品揃え」「品質」「価格」の磨き上げに取り組んでまいりました。また、2025年3月期～2027年3月期中期経営取組施策である「収益性の拡大（売上高の拡大、経常利益率の改善）」、「資本効率の向上（ROE（自己資本利益率）の改善）」、「株主還元の充実（配当性向・DOE（自己資本配当率）の向上）」の達成に向け、各課題と対策に取り組んでおります。

「収益性の拡大」

お客様の声を反映した『品揃え』の改善、お客様の毎日の生活を支援できる『低価格（エブリディロープライス）』の実現と、EC事業（ネットモール）とのグループシナジーでネットモールとリアル店舗の販路拡大等に全社で取り組んでまいりました。売場では「品切れ」の撲滅と「値引き・廃棄ロス」の削減に引き続き取り組んでおり、商品鮮度管理の徹底により「値引き・廃棄ロス率」は前期比で約 9% 改善いたしました。

プリペイド機能付きポイント会員制度「マキヤプリカ」におきましては、利便性向上とプリペイド利用率の向上を図り、アプリによる各種販促施策のデジタル化・実績のデータ化やお客様との接点の拡大により、DX・CX を推進してまいりました。

「人材投資・働き方改革」

前連結会計年度の初任給の大幅アップや正社員で 6.9%、パート社員で 6.8% の賃上げに引き続き、継続的な「賃金」の改善が図れるように「生産性の改善」に全社で取り組んでまいりました。

「CSR活動」

環境問題への取り組みとしましては、「太陽光パネル」を当連結会計年度に 3 店舗設置し、これにより太陽光パネルの設置店舗数は全 11 店舗となりました。当社グループは引き続き再生可能エネルギーの活用等により SDGs への貢献に注力してまいります。

また、社会貢献活動の一環としましては、岩手県大船渡市林野火災に被災された方々の救援及び被災地域の復旧に役立てていただくため、大船渡市へ災害義援金として500万円を寄付いたしました。

なお、当連結会計年度の店舗政策につきましては、以下のとおりであります。

区分	店舗名	年月	備考
開店	ハードオフ・ホビーオフ御殿場店 (静岡県御殿場市)	2024年4月	新規開店
改装	エスポット新横浜店 (神奈川県横浜市港北区)	2024年5月～ 2024年7月	大規模全面改装
開店	業務スーパー焼津小川店 (静岡県焼津市)	2024年7月	新規開店
改装	マニー原町店 (静岡県沼津市)	2024年11月	売場最新化
改装	エスポット富士松岡店 (静岡県富士市)	2025年2月	売場最新化、ダイソーの導入
改装	エスポット湯河原店 (神奈川県足柄下郡湯河原町)	2025年3月	売場最新化、ダイソーの導入
閉店	ハードオフ富士店 (静岡県富士市)	2025年3月	2025年4月に同市内に移転オープン

以上の結果、当連結会計年度の業績は、営業収益は89,448百万円（前期比15.7%増）、営業利益は2,266百万円（前期比1.7%増）、経常利益は2,366百万円（前期比1.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,497百万円（前期比3.0%増）となりました。

また、来店客数の前期比は3.0%増、一人当たり買上げ点数の前期比は0.3%増、客単価の前期比は3.5%増となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①小売業

営業収益は81,935百万円（前期比6.5%増）となりました。「フード（食品）」部門につきましては、「エスポット（フード）」、「ポテト・マニー」、「業務スーパー」の全ての業態で引き続き好調に推移し、生鮮食品、日配食品、加工食品はいずれも前期を上回り、前期比7.9%増となりました。「ノンフード（非食品）」部門につきましても、HBC（ヘルス＆ビューティーケア）商品及びリユース事業が順調に推移し、前期比1.1%増となりました。

営業利益は2,707百万円（前期比10.0%増）となりました。これは、エスポット新横浜店の大規模改装による一時的な改装経費の発生と大改装期間中の休業期間の利益逸失があったことと、給与のベースアップ等による人件費コストの増加や電気料単価の上昇による水道光熱費の増加があったものの、お客様の来店客数の増加と買上げ単価の上昇による売上高の增收に伴う売上総利益額の増加が上回ったこと等によるものであります。

②不動産賃貸事業

営業収益は409百万円（前期比1.5%減）、営業利益は149百万円（前期比1.5%減）となりました。

③EC事業

当連結会計年度の新規EC事業の営業収益は7,103百万円となり、売上高の拡大に伴う人材投資と「のれん」の償却により、営業損失は122百万円となりました。

なお、当該事業の営業収益の前期比は、約9%増であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の額は、小売業が2,271百万円、不動産賃貸事業が4百万円、全社資産が105百万円で総額2,381百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは次のとおりであります。

小売業

エスポット新横浜店 大規模全面改装費用	525百万円
業務スーパー・ハードオフ 新規開店設備費用	172百万円
エスポット3店舗 ダイソー導入改装費用	119百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、引き続き世界的な「地政学リスク」や「保護主義」の台頭の他に、「日本の経済」が本格的に直面していく少子高齢化による「人口減少」、生活者の「可処分所得」の減少、同業態・異業態に e コマースも含めた「競争の激化」、コスト高や地球環境変化に伴う食糧不足による「インフレ・物価高」といった大きな「4つの経済環境」が益々顕在化していきます。

このような環境の中、当社グループは、お客様に喜ばれる「品揃え」・「品質」・「価格」・「売り方」・「サービス」・「生産性」の磨き上げでお客様支持率地域一番店になることを目指して、営業利益の最大化に取り組んでまいります。そのために、

- ①、「E D L P（エブリディロープライス＝安心安価）」の安さと仕入調達コストの改善による荒利率の改善
- ②、「P B（プライベート・ブランド）商品・重点販売商品」の販売力の強化
- ③、「品切れ（欠品・品薄）」撲滅とフェイスアップ・ボリューム陳列
- ④、「品揃え」の徹底強化と「不要在庫」の削減
- ⑤、「集中作業」の徹底と I T 活用による生産性の改善

を重点実施テーマとし、経営基盤の強化と企業価値の向上を図ってまいります。

E C 事業におきましては、株式会社ユージュアルとの「売れ筋」商品の共同開拓・共同仕入・共同販売によりグループシナジーを高め、事業拡大を推進してまいります。

翌連結会計年度の業績見通しは、売上高93,800百万円（前期比5.6%増）、営業利益2,330百万円（前期比2.8%増）、経常利益2,420百万円（前期比2.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,520百万円（前期比1.5%増）を見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第70期 2022年3月期	第71期 2023年3月期	第72期 2024年3月期	第73期 (当連結会計年度) 2025年3月期
営業収益(百万円)	69,197	71,584	77,334	89,448
経常利益(百万円)	1,815	1,812	2,396	2,366
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,331	1,187	1,454	1,497
1株当たり当期純利益(円)	133.32	118.91	145.66	149.86
総資産(百万円)	32,169	33,499	38,093	39,827
純資産(百万円)	16,717	17,780	19,369	20,795

- (注) 1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計額であります。
 2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社MK・サービス	10,000千円	100%	惣菜製造 グループ内物流業務 精肉プロセスセンター等の運営
株式会社ユージュアル	1,500千円	100%	総合E.C小売 自社商品の企画・販売

(7) 主要な事業内容

(2025年3月31日現在)

当社グループは、主要事業である生鮮食品・加工食品・生活雑貨・家電製品・D.I.Y・ペット・レジャー用品などバラエティーに富んだ商品を販売する総合ディスカウント店（エスポット）、食品スーパー（ポテト・マニー）、業務用食料品販売店（業務スーパー）、リユースショップ（ハードオフ）、インテリアショップ（エ・コモード）、100円均一ショップ（ダイソー）の運営を行う「小売業」、所有不動産等の賃貸事業等を行う「不動産賃貸事業」及びインターネットモール等において商品を販売する「E.C事業」を展開しております。

(8) 主要拠点等

(2025年3月31日現在)

株式会社マキヤ …… 本社 : 静岡県沼津市(※)
店舗 : 106店舗

区分	静岡県	神奈川県	山梨県	埼玉県	
総合ディスカウント店 「エスポット」 (21 店舗)	藤枝店 静岡駅南店 静岡千代田店 静岡東店 清水天王店 富士宮店 富士松岡店 富士店	新富士駅南店 沼津駅北店 駿東店 長泉店 裾野店 御殿場店 函南店 韭山店	湯河原店 小田原シティモール店 伊勢原店 淵野辺店 新横浜店	—	—
食品スーパー 「ポテト」 (10 店舗)	淀川店 松野店 野中店 城山店 粟倉店	岩本店 森島店 中里店 錦田店 小山店	—	—	
「マミー」 (4 店舗)	広見店 原町店	三園店 二枚橋店	—	—	
業務用食料品販売店 「業務スーパー」 (52 店舗)	浜松小豆餅店 浜松相生店 浜松芳川店 浜松原島店 磐田店 袋井店 御前崎店 島田店 藤枝緑町店 焼津小川店 焼津店 静岡田町店 静岡東新田店 静岡千代田店 草薙店 清水店 清水駒越店 三園平店	富士宮店 厚原店 吉原今泉店 大渕中野店 西沢田店 沼津錦町店 大岡沼津店 清水町徳倉店 三島南店 三島店 裾野店 修善寺店 御殿場店 伊豆下田店 函南店 熱海店 伊東店 伊東吉田店	小田原成田店 真田店	韭崎店 南アルプス店 甲府昭和店 甲府湯村店 里吉店 アクロス山梨店 富士吉田店	小鹿野店 上里店 寄居店 嵐山店 新座石神店 与野店 川口八幡木店
リユースショップ 「ハードオフ」 (6 店舗)	静岡東店 富士宮ひばりが丘店 沼津原町店	沼津店 三島店 御殿場店	—	—	

(注) 上記の他に、100円均一ショップ「ダイソー」を10店舗、インテリアショップ「エ・コモード」を3店舗展開しております。

※なお、同所は登記上の所在地であり、本部機能は静岡県富士市であります。

(9) 従業員の状況

(2025年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
小 売 業	417名 (1,525名)	-名増 (38名減)
不 動 産 賃 貸 事 業	-名 (-名)	-名増 (-名増)
E C 事 業	50名 (39名)	1名増 (4名減)
全 社 (共 通)	28名 (18名)	1名増 (-名増)
合 計	495名 (1,582名)	2名増 (42名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を()外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。
 3. 不動産賃貸事業につきましては、全社（共通）の従業員が兼務しております。

(10) 主要な借入先の状況

(2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,485百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	983百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	724百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	699百万円
ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	514百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	311百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	144百万円
日 本 生 命 保 險 相 互 会 社	96百万円
明 治 安 田 生 命 保 險 相 互 会 社	32百万円

2. 会社の株式に関する事項

(2025年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数 9,993,407株 (自己株式 546,793株を除く。)

(2) 株主数 4,377名 (前期末比 217名増)

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ キ リ	4,343千株	43.5%
マ キ ャ 取 引 先 持 株 会	732千株	7.3%
公 益 財 団 法 人 マ キ ャ 獎 学 会	700千株	7.0%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	495千株	5.0%
ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	489千株	4.9%
矢 部 伸 泰	128千株	1.3%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	114千株	1.1%
今 年 明	112千株	1.1%
万 葉 俱 楽 部 株 式 会 社	103千株	1.0%
矢 部 利 久	84千株	0.9%

(注) 自己株式については、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,200株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(5) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川原崎 康雄	(公財)マキヤ奨学会理事長、(株)ユージュアル取締役
代表取締役社長	早川 紀行	執行役員営業本部長、(株)MK・サービス代表取締役社長、(株)ユージュアル取締役
専務取締役	竹島 剛	執行役員管理本部長兼経理財務部長、(株)ユージュアル監査役
取締役	篠原 忠夫	執行役員企画開発部長
取締役	佐藤 学	執行役員人事部長兼総務部長
取締役	向真生	公認会計士向真生事務所
取締役	阪口 裕司	
取締役	竹川 英辰	竹川・鈴木法律事務所
常勤監査役	山梨 正人	(株)MK・サービス監査役
監査役	加部 利明	
監査役	清川 修	

- (注) 1. 取締役 向 真生氏、阪口裕司氏及び竹川英辰氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 山梨正人氏、加部利明氏及び清川 修氏は社外監査役であります。
 3. 取締役 向 真生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 ・取締役 阪口裕司氏は、外食産業の上場企業役付取締役として長年企業経営に携わり、経営企画・人事総務・コーポレートガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
 ・取締役 竹川英辰氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
 ・監査役 山梨正人氏は、上場企業に長く籍を置くと同時に、上席執行役員管理本部長として総務人事、経理、情報システム部門等を管掌され、企業経営全般に亘る客観的な視点や財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 向 真生氏、阪口裕司氏、竹川英辰氏及び監査役 山梨正人氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。この契約に基づく損害賠償責任の限度額は金200万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

・填補される損害範囲の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

・保険料の負担方法

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

当社の役員の報酬等は、企業価値の継続的な向上を目的として、業績連動性を強化することにより、役員の業績への貢献意欲の向上を図ることと、報酬の決定プロセスが公正であり、客觀性の高いものであることを基本方針としております。

イ 固定報酬に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬は、当社の取締役会で決議された「役員報酬内規」に定める役位別報酬の基準額に基づき決定するものとし、当社が任意に設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会において決定しております。

なお、当該基準額は、代表権を有する取締役は定額基準、代表権を有しない取締役は役位別に上限額と下限額を定めております。

社外取締役の固定報酬は、「役員報酬内規」に定める社外取締役の定額基準額に基づき、当社が任意に設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会にて協議して決定しております。

監査役の固定報酬は、「役員報酬内規」に定める常勤監査役または非常勤監査役の定額基準額に基づき、監査役の協議により決定しております。

□ 業績連動報酬に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬として、従業員賞与評価基準に準じて、各四半期ごとに賞与を支給しております。当社は、企業の収益力と成長性を評価する基準として、管理会計上の経常利益の予算達成率を重要な指標の一つとして捉えており、以下の算式に基づいて決定しております。

各四半期ごとの賞与支給額

固定報酬（月額）×75%×業績係数（※1）×賞与考課係数（※2）

※1. 業績係数は、各四半期ごとの管理会計上の経常利益の予算達成率に基づいて上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。

※2. 賞与考課係数は、各四半期ごとの経常利益の前年比、業績への寄与度及び貢献度等を個別に評価したものであり、上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。

社外取締役及び監査役は、経営への監督機能を有効に機能させるため、賞与は支給しておりません。

ハ 謙渡制限付株式報酬に関する方針

謙渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることになります。

謙渡制限株式付与のために支給する金銭報酬債権は、年額30百万円以内とし、発行又は処分される普通株式の総数は年3万株以内としております。

謙渡制限解除は、対象取締役の退任時等を原則としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	109,522 (9,930)	80,718 (9,810)	18,801 (-)	8,122 (-)	1,880 (120)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,860 (13,860)	13,680 (13,680)	— (-)	— (-)	180 (180)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	123,382 (23,790)	94,398 (23,490)	18,801 (-)	8,122 (-)	2,060 (300)	11 (6)

(注) 1. 当社は、業績連動報酬として取締役（社外取締役を除く。）に対して管理会計上の経常利益の予算達成率を指標として四半期ごとに賞与を支給しております。当事業年度における四半期ごとの基準となった管理会計上の経常利益の社内予算達成率の推移は、以下のとおりであります。

期間	経常利益 社内予算達成率	業績係数	賞与考課 係数
第1四半期	108.7%	1.04	1.00~1.10
第2四半期	115.6%	1.08	1.00~1.10
第3四半期	90.3%	0.95	1.00~1.10
第4四半期	118.9%	1.09	1.00~1.10

2. 譲渡制限付株式報酬の交付状況は、前記2.会社の株式に関する事項に記載したとおりであります。

③ 当事業年度において支払った又は支払予定の役員退職慰労金

当社は、2024年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に応じた役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額は以下のとおりであります。

取締役	8名	103,050千円	(うち社外取締役	3名	1,400千円)
監査役	3名	7,080千円	(うち社外監査役	3名	7,080千円)
合計	11名	110,130千円	(うち社外役員	6名	8,480千円)

(各金額には、上記②及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役8名103,050千円（うち社外取締役3名1,400千円）、監査役3名7,080千円（うち社外監査役3名7,080千円）が含まれております。)

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第55期定時株主総会において年額2億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月27日開催の第72期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額30百万円以内、株式数の上限を年3万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1990年6月27日開催の第38期定時株主総会において月額2百円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の具体的な報酬額の決定方法は、当社が任意で設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において当該答申内容を尊重して決議することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況等

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 向 真 生	当事業年度に開催された取締役会（書面決議を除く。）に17回出席し、会計専門家として、財務・会計に関する専門的な知識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案に関する質問や意見等の発言を行うとともに、当社経営に対する適切な助言や指導、監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会に2回出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 阪 口 裕 司	当事業年度に開催された取締役会（書面決議を除く。）に17回出席し、経営企画・人事総務・コーポレートガバナンスに関する専門的な知識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案に関する質問や意見等の発言を行うとともに、当社経営に対する適切な助言や指導、監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会に2回出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 竹 川 英 辰	当事業年度に開催された取締役会（書面決議を除く。）に16回出席し、法律専門家として、法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案に関する質問や意見等の発言を行うとともに、当社経営に対する適切な助言や指導、監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会に2回出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役 山 梨 正 人	当事業年度に開催された取締役会（書面決議を除く。）に16回及び監査役会に16回出席し、企業経営全般に亘る経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
社外監査役 加 部 利 明	当事業年度に開催された取締役会（書面決議を除く。）に17回及び監査役会に17回出席し、主に財務・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
社外監査役 清 川 修	当事業年度に開催された取締役会（書面決議を除く。）に17回及び監査役会に17回出席し、主に経理・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。

(注) 1. 当事業年度における取締役会（書面決議を除く。）の開催回数は17回、監査役会の開催回数は17回、指名・報酬委員会の開催回数は2回であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	31,300千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定日 2017年3月28日）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ コンプライアンス体制の基礎として「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
ロ 内部統制監査室は総務部と連携し、コンプライアンスの状況を監査するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
ハ 法的・倫理的問題の早期発見・是正を目的として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 「文書管理規程」の定めに従い、取締役の職務執行に係る情報を「書面」または「電磁的媒体」に記録し、適切に保存・管理する。
- ロ 上記情報の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規程」の定めに従う。
- ハ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 「リスク管理規程」の定めに従い、個々のリスクにおける管理責任者を決定し、速やかに対処するリスク管理体制を構築する。
- ロ 不測の事態の発生時は、「緊急事態対策規程」の定めに従い、社長を室長とする「緊急事態対策室」を設置し、迅速な対応を行うことで、損害拡大の防止に努め、これを最小限に止める体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社は、月1回、「取締役会」を開催するほか、必要に応じて、「臨時取締役会」を開催するとともに、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に取締役、各部部長及び常勤監査役によって構成される「経営会議」において議論し、その審議を経て、「取締役会」にて決議する。
- ロ 取締役会の決定に基づく業務執行、職責の範囲及び執行手続等の詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の定めに従い、実行する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
- ロ グループ企業全体に及ぶ会議体を運営し、当社グループ間の情報共有化と職務執行を管理する。
- ハ 当社は、「関係会社管理規程」の定めに従い、子会社に対し、その業務の執行状況や意思決定事項等の事前報告を義務付ける。
- ニ 当社のグループ間取引については、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし、適切に行われるよう管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役を補助すべき使用人を置く場合は、予め監査役会の同意を得るものとする。
- ロ 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役が行い、人事異動・賃金等の改定については、事前に監査役の同意を得るものとする。
- ハ 当該使用人が他部署の業務を兼務している場合、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑦ 当社並びに当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、速やかに当該内容を報告する。
- ロ 監査役は、「取締役会」・「経営会議」等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求める。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び当社の子会社は、当該報告をした者に対してこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し、周知・徹底する。
- ロ 取締役または使用人が内部通報窓口等を利用し、監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ報告する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役会は、代表取締役、会計監査人及び各業務執行取締役並びに重要な各使用人と定期的に情報・意見交換を行う。
- ロ 監査役会は、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人と意見交換及び協議し、監査業務に関して連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 重要な会議の開催状況
- イ 取締役会（書面決議を除く。）を17回開催し、法令に定められた事項や重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、確認を行っております。
- ロ 監査役会を17回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部統制監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行っております。
- ② コンプライアンスに関する取組み状況
- イ 当社グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「マキヤグループ行動規程」等の遵守を図り、その体制の維持及び整備を推進するための教育・研修等を適宜に実施しております。
- ロ 法的・倫理的問題を早期に発見し是正するための体制として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置し、運営をしております。

③ 損失の危険の管理に関する取組み状況

不測の事態に備え、「マキヤグループ災害対策基本方針」を定めるとともに、「大災害対応マニュアル」を策定し、「BCP（事業継続計画）」の発動手順を整備し、事業継続に向けての実施体制の確立を図っております。

④ 取締役の職務執行の効率性確保に関する取組み状況

イ 当社の取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成され、いずれも社外監査役である監査役3名も出席しております。取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。また、資料の事前配布等により、重要な案件の審議に必要な時間を十分に確保するよう努めております。

ロ 経営方針及び経営戦略に係る重要な事項については、事前に取締役、各部長及び常勤監査役によって構成され、定期的に開催される経営会議において議論並びに審議を行っております。

⑤ 監査役への報告及び内部監査部門との連携状況

イ 監査役は、当社グループの重要な会議に出席し、必要な報告を受けております。また、各取締役、会計監査人及び内部統制監査室との会合を定期的に行い、情報交換を行っております。

ロ 常勤監査役は、定期的に内部統制監査室より監査の実施状況等の報告を受けております。

ハ 財務報告の信頼性の確保については、監査計画に基づき内部統制監査室が内部統制評価を実施し、監査役会に報告しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、新規出店投資、災害リスク対策、地域社会等への貢献、環境対策投資等の将来の事業展望に備え、内部留保による企業体质の強化と、企業価値・株主価値の向上を図ることを、経営の最重要課題として位置づけており、株主の皆様には安定した配当を維持することが望ましいと考えております。また、営業利益率の改善など効率的な企業経営を通じ資本収益性を高めることにより、PBRの改善に取り組みながら利益配分を行っていく方針であります。

当期の配当金につきましては、中間配当12円50銭、期末配当12円50銭、併せて年間配当25円といたしました。

また、当社は「株主優待制度」も導入しており、株主様の持株数に応じて、エスポット、ポテト、マミー全店及び静岡県、山梨県の業務スーパー全店でご利用できる「お買物割引券」を毎年2回発行させていただいております。近隣に当社グループ店舗がない場合は、当社ホームページの「株主優待に関するお問い合わせ」(<https://www.makiya-group.co.jp/ir/>)などでご連絡いただくことにより、カタログギフト等と交換することも可能しております。

自己株式の処分、活用につきましては当社の財務状況や株価の推移なども勘案しつつ、より良い資本政策を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 产	12,905,928	流 動 負 債	12,743,622
現 金 及 び 預 金	4,455,840	買 掛 金	6,832,495
売 掛 金	2,123,501	短 期 借 入 金	1,985,811
商 品	5,908,054	リ 一 ス 債 務	393,134
そ の 他	418,731	未 払 金	1,732,318
貸 倒 引 当 金	△199	未 払 法 人 税 等	462,602
固 定 資 产	26,921,457	契 約 負 債	824,645
有 形 固 定 資 产	19,299,884	賞 与 引 当 金	138,834
建 物 及 び 構 築 物	9,651,293	役 員 賞 与 引 当 金	5,190
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	24,878	そ の 他	368,588
工 具 器 具 及 び 備 品	54,252	固 定 負 債	6,288,426
土 地	8,145,493	長 期 借 入 金	3,007,388
リ 一 ス 資 产	1,151,732	リ 一 ス 債 務	883,572
そ の 他	272,234	退 職 給 付 に 係 る 負 債	580,435
無 形 固 定 資 产	2,299,567	資 产 除 去 債 務	1,330,214
の れ ん	1,566,574	そ の 他	486,814
リ 一 ス 資 产	10,266	負 債 合 計	19,032,049
そ の 他	722,727	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 产	5,322,005	株 主 資 本	19,993,038
投 資 有 価 証 券	1,420,989	資 本 金	1,198,310
繰 延 税 金 資 产	540,563	資 本 剰 余 金	1,086,263
退 職 給 付 に 係 る 資 产	191,720	利 益 剰 余 金	18,146,729
敷 金 及 び 保 証 金	3,141,475	自 己 株 式	△438,263
そ の 他	28,256	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	802,297
貸 倒 引 当 金	△1,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	697,034
資 产 合 计	39,827,386	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	105,263
		純 資 产 合 计	20,795,336
		负 債 及 び 纯 資 产 合 计	39,827,386

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金額
売 上 高		88,820,567
売 上 原 価		67,731,570
売 上 総 利 益		21,088,997
営 業 収 入		
不 動 産 貸 収 入		627,457
営 業 総 利 益		21,716,454
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,449,751
営 業 利 益		2,266,702
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金		27,777
受 取 手 数 料		66,317
仕 入 割 引		6,364
リ サ イ ク ル 収 入		47,127
そ の 他 営 業 外 収 益		56,633
営 業 外 収 益		204,219
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		38,463
株 主 優 待 費 用		23,366
固 定 資 産 処 分 損		9,420
消 費 税 差 額		26,122
そ の 他 営 業 外 費 用		7,357
営 業 外 費 用		104,729
経 常 利 益		2,366,193
特 別 損 失		
減 損 損 失		161,350
特 別 損 失		161,350
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,204,842
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		782,392
法 人 税 等 調 整 額		△74,707
当 期 純 利 益		707,684
親 会 社 株 主 に 归 属 す る 当 期 純 利 益		1,497,158
親 会 社 株 主 に 归 属 す る 当 期 純 利 益		1,497,158

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流 動 資 產	11,270,980	(負債の部)	12,095,361
現 金 及 び 預 金	3,414,330	買 掛 金	6,566,168
売 掛 金	2,012,787	短 期 借 入 金	500,000
商 品 品 品	5,404,667	1年内返済予定の長期借入金	1,485,811
貯 藏 品	44,058	リ 一 ス 債 務	361,543
前 渡 金	5,013	未 払 金	1,547,374
前 払 費 用	68,744	未 払 法 人 税 等	394,979
そ の 他 流 動 資 產	321,526	未 払 消 費 税 等	149,695
貸 倒 引 当 金	△148	未 払 費 用	3,529
固 定 資 產	27,163,212	契 約 負 債	824,645
有 形 固 定 資 產	19,125,477	賞 与 引 当 金	134,934
建 構 築 物	9,181,486	役 員 賞 与 引 当 金	4,850
機 械 及 び 装 置	401,957	そ の 他 流 動 貸 債	121,827
車両運搬具	21,028	固 定 負 債	6,276,995
工 具 器 具 及 び 備 品	0	長 期 借 入 金	3,007,388
土 地	45,685	リ 一 ス 債 務	810,334
リ 一 ス 資 產	8,145,493	退 職 給 付 引 当 金	663,227
建 設 仮 勘 定	1,057,590	預り敷金及び保証金	376,684
無 形 固 定 資 產	725,376	資 產 除 去 債 務	1,309,229
借 地 権	375,450	そ の 他 固 定 貸 債	110,130
ソ フ ト ウ エ リ 一 ス 資	303,696	負 債 合 計	18,372,356
電 話 加 入	34,383	(純資産の部)	
水 道 施 設 利 用	10,266	株 主 資 本	19,364,801
投 資 そ の 他 の 資 產	7,312,357	資 本 金	1,198,310
投 資 有 価 証 券	1,420,989	資 本 余 金	1,086,263
関 係 会 社 株 式	2,004,341	資 本 準 備 金	1,076,340
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	70,000	そ の 他 資 本 余 金	9,923
長 期 前 払 費 用	14,268	利 益 余 金	17,518,491
前 払 年 金 費 用	122,982	利 益 準 備 金	195,121
繰 延 税 金 資 產	566,509	そ の 他 利 益 余 金	17,323,369
敷 金 及 び 保 証 金	3,105,188	圧 縮 積 立 金	74,485
そ の 他 投 資	9,078	別 途 積 立 金	8,265,000
貸 倒 引 当 金	△1,000	繰 越 利 益 余 金	8,983,884
資 產 合 計	38,434,192	自 己 株 式	△438,263
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	697,034
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	697,034
		純 資 產 合 計	20,061,835
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	38,434,192

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金額
売 上 高		81,152,157
売 上 原 価		63,393,721
売 上 総 利 益		17,758,435
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入		668,881
営 業 総 利 益		18,427,316
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,310,668
営 業 利 益		2,116,648
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金		67,809
受 取 手 数 料		65,738
仕 入 割 引		6,364
リ サ イ ク ル 収 入		46,828
そ の 他 営 業 外 収 益		48,070
営 業 外 費 用		234,810
支 払 利 息		37,239
株 主 優 待 費 用		23,366
固 定 資 産 処 分 損		9,420
消 費 税 差 額		26,122
そ の 他 営 業 外 費 用		5,993
経 常 利 益		102,141
特 別 損 失		2,249,316
減 損 損 失		161,350
税 引 前 当 期 純 利 益		2,087,966
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		676,103
法 人 税 等 調 整 額		△86,000
当 期 純 利 益		590,103
		1,497,862

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社マキヤ
取締役会御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松島康治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山本博生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキヤの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マキヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 松 島 康 治
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 山 本 博 生
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキヤの2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社 マキヤ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 梨 正 人 ㊞

社外監査役 加 部 利 明 ㊞

社外監査役 清 川 修 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、グループ経営の効率化を図ることを目的として、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を静岡県沼津市から実際の業務を行っている静岡県富士市に変更するものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります（下線部分が変更箇所を示します。）。

なお、本議案に係る定款変更は、第3条については2025年8月31日までに開催される取締役会において別途決定した日、その他については本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 <条文省略> (本店の所在地)	第1条～第2条 <現行どおり> (本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を静岡県沼津市に置く。 (機関)	第3条 当会社は、本店を静岡県富士市に置く。 (機関)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 <削除> (2)監査等委員会 (3)会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

<p>第2章 株式 第6条～第11条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条当会社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。 <新設> (取締役の選任) 第20条 <新設> <条文省略> 2. <条文省略> (取締役の任期) 第21条取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <新設> <新設> (取締役会の権限) 第22条<条文省略></p>	<p>第2章 株式 第6条～第11条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>12名</u>以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、<u>4名</u>以内とする。 (取締役の選任) 第20条取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって選任する。</u> 2. <現行どおり> 3. <現行どおり> (取締役の任期) 第21条取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任) 第22条 <現行どおり></p>
---	---

<p><新設></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 <条文省略> (取締役会の決議の方法) 第26条取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 <現行どおり> (取締役会の決議の方法) 第26条取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
--	---

(取締役会の議事録) 第28条取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第28条取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条＜条文省略＞ (取締役の報酬等)	第29条＜現行どおり＞ (取締役の報酬等)
第30条取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第30条取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第31条＜条文省略＞ <u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役の員数) 第32条当会社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任)	第31条＜現行どおり＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞
第33条当会社の監査役は、株主総会において発行済株式総数のうち、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (監査役の任期)	＜削除＞
第34条監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の招集通知)	＜削除＞
第35条監査役会の招集通知は、会日の3日前ま	

<p><u>でに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、</p>	

<p><u>金200万円以上であらかじめ定めた金額</u> <u>または法令が規定する額のいずれか高い</u> <u>額とする。</u></p>	
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第42条～第43条 <条文省略></p>	<p>第6章 会計監査人 第37条～第38条 <現行どおり></p>

<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第44条</u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第39条</u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p> <p><u>第45条～第48条</u> <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第7章 計算</p> <p><u>第40条～第43条</u> <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(附 則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p><u>第1条</u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第73期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2.</u>当会社は、第73期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定期株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> <p>(本店所在地の変更に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、2025年8月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	かわらさき　やすお 川原崎　康雄 (1954年3月30日生) 再任　社内	1990年2月 当社入社 経営管理部長 1990年6月 当社取締役 1997年7月 当社常務取締役社長室長兼エスポット営業部長 2003年11月 (株)ひのや取締役 2005年4月 当社専務取締役 2005年12月 (株)ハイデリカ（現(株)MK・サービス）取締役 2006年3月 (株)MKカーゴ（現(株)MK・サービス）取締役 2008年3月 同社代表取締役社長 2008年10月 当社代表取締役社長、(株)ハイデリカ（現(株)MK・サービス）代表取締役社長、(株)ひのや代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役会長（現任） 2022年6月 (公財)マキヤ奨学会理事長（現任） 2024年2月 (株)ユージュアル取締役（現任）	20,500株
候補者とした理由			当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	はや　かわ　のり　ゆき 早　川　紀　行 (1958年10月17日生) 再任　社内	<p>1981年 4月 (株)ダイクマ (現(株)ヤマダホールディングス) 入社</p> <p>1991年 3月 (株)ライフボックス商品部</p> <p>1993年 1月 (株)マキバ商品部長</p> <p>2004年 9月 (株)ホームセンター・アント (現(株)ホームセンターバロー) 商品部長</p> <p>2009年 4月 当社入社</p> <p>2013年 7月 当社N F商品副部長</p> <p>2013年12月 当社N F商品部長</p> <p>2018年 6月 当社取締役執行役員N F商品部長</p> <p>2020年 2月 当社取締役執行役員N F商品部長兼販売統括部長</p> <p>2021年 2月 (株)MK・サービス取締役</p> <p>2021年 4月 当社取締役執行役員営業本部長兼販売統括部長</p> <p>2021年 6月 当社専務取締役執行役員営業本部長</p> <p>2022年 4月 当社代表取締役社長執行役員兼営業本部長 (現任)、(株)MK・サービス代表取締役社長 (現任)</p> <p>2024年 2月 (株)ユージュアル取締役 (現任)</p>	4,600株
候補者とした理由			小売業界に長く籍を置き、商品部門に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。
3	たけ　しま　つよし 竹　島　剛 (1962年10月31日生) 再任　社内	<p>1981年 4月 飯田昭夫税理士事務所入所</p> <p>1995年 4月 富士ソフト(株)経営企画部</p> <p>2006年 5月 (株)エスケーホーム管理部長</p> <p>2010年 4月 当社入社</p> <p>2011年 1月 当社経理・財務副部長</p> <p>2011年 4月 当社経理部長</p> <p>2015年 9月 当社経理・財務副部長</p> <p>2017年 7月 当社経理部長</p> <p>2018年 6月 当社取締役執行役員経理部長</p> <p>2022年 6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経理・財務部長</p> <p>2023年 6月 当社常務取締役執行役員管理本部長兼経理・財務部長</p> <p>2024年 2月 (株)ユージュアル監査役 (現任)</p> <p>2024年 6月 当社専務取締役執行役員管理本部長兼経理財務部長 (現任)</p>	3,000株
候補者とした理由			経理部門に長く籍を置き、経理・経営企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	しの はら ただ お 篠 原 忠 夫 (1971年1月28日生) 再任 社内	1993年3月 当社入社 2011年1月 当社販促企画（現営業企画）部長 2017年7月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長 2017年8月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長兼E S P販売部長 2018年6月 当社取締役執行役員販売・企画統括部長兼営業企画部長兼E S P販売部長兼開発建設（現開発）部長 2020年2月 当社取締役執行役員企画・開発部長 2023年4月 当社取締役執行役員営業企画部長 2023年10月 当社取締役執行役員企画開発部長（現任）	5,200株
候補者とした理由 当社グループの販売促進・営業企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要な事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	さ とう まなぶ 佐 藤 学 (1974年8月14日生) 再任 社内	1991年1月 (株)ひのや入社 2007年4月 マックスバリュ東海(株)入社 2008年9月 当社入社 2012年11月 当社エスポット静岡東店店長 2015年8月 当社エスポット藤枝店店長 2016年8月 当社エスポット西部エリア販売デプトマネージャー 2017年8月 当社エスポット沼津・三島エリア販売デプトマネージャー 2019年2月 当社人事部長 2019年5月 当社人事部兼総務部長 2019年7月 当社執行役員人事部長兼総務部長 2021年6月 当社取締役執行役員人事部長兼総務部長（現任）	1,500株
候補者とした理由 当社グループの店舗運営や人事労務に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要な事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
6	すず き しん じ 鈴 木 慎 司 (1981年6月19日生) 新任 社内	2004年4月 当社入社 2012年4月 当社エスポット韮山店店長 2017年11月 当社ポテト中里店店長 2018年1月 当社マミニ二枚橋店店長 2018年7月 当社売場改革デプトマネージャー 2021年4月 当社静岡岳南エリアマネージャー兼エスポット富士宮店店長 2021年6月 当社青果商品デプトマネージャー 2022年4月 当社生鮮商品部長 2022年4月 (株)MK・サービス取締役（現任） 2024年7月 当社執行役員生鮮商品部長 2025年4月 当社執行役員F D商品統括部長兼生鮮・日配商品部長（現任）	— 株
候補者とした理由 当社グループのフード商品や店舗運営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要な事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、新たに取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	さか ぐち ゆう じ 阪 口 裕 司 (1955年12月29日生) 再任 社外	<p>1979年4月 株第一住宅金融入社 1996年11月 株夷番屋入社 2002年8月 同社取締役・経営企画室長 2004年6月 同社常務取締役 2018年3月 同社専務取締役 2021年2月 同社退社 2023年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要 外食産業の上場企業役付取締役として長年企業経営に携わり、経営企画・人事総務・コーポレートガバナンスに関する豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏には、企業経営経験者として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に人事総務・ガバナンスに関わる事項に關し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。</p>	一 株
8	と の よ ひろし 戸野谷 宏 (1953年8月11日生) 新任 社外	<p>1976年4月 静岡ガス(株)入社 2001年3月 同社取締役 2007年1月 同社取締役常務執行役員企画部長 2010年4月 同社取締役専務執行役員 2011年1月 同社代表取締役取締役社長 2018年1月 同社代表取締役取締役会長 2024年1月 同社代表取締役特別顧問 2024年3月 同社取締役特別顧問 2025年3月 同社特別顧問（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要 静岡県を代表するエネルギー事業の上場企業役付取締役として長年企業経営に携わり、経営企画・コーポレートガバナンス・地域経済に関する豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、新たに社外取締役候補者といたしました。 また、同氏には、企業経営経験者として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に経営企画・ガバナンスに関わる事項のほか、企業経営全般に關し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。</p>	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 阪口裕司氏、戸野谷宏氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、阪口裕司氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
 4. 戸野谷宏氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
 5. 阪口裕司氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 6. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、阪口裕司氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、戸野谷宏氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款の規定に基づき、当該責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 ・社外取締役が職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償責任限度額は金200万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする。
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年7月に同内容で更新する予定です。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

・填補される損害範囲の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

・保険料の負担方法

保険料は全額会社負担としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
	むかい　まさ　お (1957年3月9日生) 新任　社外	1981年10月　監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1985年9月　公認会計士登録 1996年6月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員 2003年6月　同監査法人代表社員 2018年7月　公認会計士向眞生事務所開所（現任） 2019年4月　㈱アウトソーシングテクノロジー社外取締役 監査等委員 2019年6月　当社社外取締役（現任）	一株
1	社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要 公認会計士並びに監査法人の代表社員として長年企業会計に携わり、財務・会計に関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で当社の取締役会の監督機能の強化と更なる監視体制の強化などに適切な役割を果たすことが期待できる人材であることから、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 また、同氏には、会計専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に財務・会計に関わる事項に關し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士事務所を経営し、多くの会社経営者と接することにより、会社経営に直接関与したことと同等の経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		
	たけ　かわ　ひで　とき (1976年1月22日生) 新任　社外	2006年10月　静岡県弁護士会弁護士登録 2006年10月　あおば法律事務所入所 2014年4月　竹川・鈴木法律事務所入所（現任） 2023年6月　当社社外取締役（現任）	一株
2	社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要 弁護士として長年法曹界に携わり、法務・コンプライアンスに関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で当社の取締役会の監督機能の強化と更なる監視体制の強化などに適切な役割を果たすことが期待できる人材であることから、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 また、同氏には、法律専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に法務・コンプライアンスに関わる事項に關し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士業務を通じて多くの会社経営者と接することにより、会社経営に直接関与したことと同等の経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	志方 和歌子 (1971年1月26日生) 新任 社外	1993年4月 大川萬税理士事務所入所 1996年4月 藤巻晴美会計事務所（現デロイトトーマツ税理士法人静岡事務所）入所 2005年9月 東海税理士会税理士登録 2014年7月 志方税理士事務所開所（現任）	一 株

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

税理士として長年税務会計に携わり、税務・会計に関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で当社の取締役会の監督機能の強化と更なる監視体制の強化などに適切な役割を果たすことが期待できる人材であることから、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

また、同氏には、税務・会計専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に税務・会計に関わる事項に關し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、税理士業務を通じて多くの会社経営者と接することにより、会社経営に直接関与したことと同等の経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。

3. 各候補者は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、諸氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。

4. 向 真生氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

5. 竹川英辰氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と向 真生氏及び竹川英辰氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。諸氏の選任が承認された場合、当社と諸氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、志方和歌子氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款の規定に基づき、当該責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償責任限度額は金200万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする。

- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年7月に同内容で更新する予定です。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

- ・填補される損害範囲の概要

被保険者が、その職務の執行に關し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

- ・保険料の負担方法

保険料は全額会社負担しております。

8. 向 真生氏は、2019年4月から2024年6月まで、(株)アウトソーシングテクノロジーの社外取締役監査等委員を務めており、同社では、2023年6月、雇用調整助成金の支給申請手続きの一部が適切に行われていなかつた等の疑いが発覚し、同社は管轄労働局に対して不正受給の疑いのある雇用調整助成金の自主返納を行っております。向 真生氏は、同社監査等委員会の委員として同社取締役会においてコンプライアンス重視の視点から提言を行い注意喚起するとともに、発覚後は再発防止策等の策定・運用について提言を行っております。

(ご参考) 第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」並びに第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役会の体制と、各取締役が有する主なスキル・経験は以下のとおりとなります。

役職	管掌	氏名	スキル・経験							
			企業 経営	マーケ ティング・ 営業	商品 開発	財務 ・ 会計	I T ・ デジ タル	労務 管理 ・人材 開発	法務 ・ ガバナ ンス	E S G ・サス テナビ リティ
代表取締役会長		川原崎 康雄	●	●	●	●	●		●	
代表取締役社長	営業本部	早川 紀行		●	●			●		
専務取締役	管理本部	竹島 剛				●	●		●	●
取締役	企画開発部	篠原 忠夫		●						
取締役	人事部・ 総務部	佐藤 学						●		
取締役	F D 商品統括部	鈴木 慎司		●	●					
社外取締役		阪口 裕司	●					●	●	
社外取締役		戸野谷 宏	●					●	●	●
社外取締役 (監査等委員)		向 真生	●			●			●	
社外取締役 (監査等委員)		竹川 英辰							●	
社外取締役 (監査等委員)		志方 和歌子				●			●	

※上記は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、当社が任意に設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(4)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。また、本議案の内容は、当社が任意に設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会において決定しており、本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その役割と独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、固定報酬のみといたします。

現在の取締役は8名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容につきましては、2024年6月27日開催の第72期定時株主総会において、現行の取締役報酬枠とは別枠で、年額30百万円以内とし、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内とご承認いただいております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等として第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、年額30百万円以内とし、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内とすること、及び各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分については、当社が任意に設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要是事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(4)① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役（社外取締役を除く。）」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。

また、本議案の内容は、当社が任意に設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会において決定しており、本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて譲渡制限付株式を付与するものであり、相当であると判断しております。

なお、現在の対象取締役は5名でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は6名となります。

また、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲にて、当社が任意に設置している指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会において決定することいたします。

なお、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項を含むことといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から当社の取締役の地位を喪失する時点又は当社取締役会が定める時点のいずれか遅い時点までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

(2) 謾渡制限の解除

対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、本謹渡制限期間の満了時において、本株式の謹渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了その他、当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合は、謹渡制限を解除する本株式の数及び謹渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

- ① 当社は、本謹渡制限期間が満了した時点において、本謹渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本謹渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除する。

(5) 当社による無償取得

上記(2)又は(4)に基づき謹渡制限を解除した時点において、謹渡制限が解除されていない本株式について、当社は当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

株主総会会場ご案内図

静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル 4階シャングリラ
電話番号 (055) 952-2411(代)



交通機関のご案内

- J R 沼津駅南口より…………タクシー 3分・徒歩10分
J R 三島駅(新幹線)より……タクシー20分
J R 大岡駅(御殿場線)より…タクシー10分
お車 沼津IC(東名高速)より…15分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT